

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平群町は、固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

平群町長

公表日

令和7年2月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税関係事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">・地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例に基づき、固定資産税の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。・特定個人情報ファイルは、地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。<ul style="list-style-type: none">①固定資産(土地、家屋、償却資産)の評価、価格の決定②固定資産税額の算定③納税通知書による固定資産税額の通知④固定資産税に係わる証明書の発行⑤固定資産課税台帳の照会
③システムの名称	固定資産税システム・団体内統合宛名システム・審査システム(eLTAX)・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税課税情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[実施する]</p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし(情報提供は行わない) (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務防災課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査	[<input type="checkbox"/>] 外部監査
-------	---	-----------------------------------	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/>] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/>] 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
<選択肢>	
	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/>] 十分である
判断の根拠	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証やID、パスワードによるユーザー認証によって限定しております、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	I－1－②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例に基づき、固定資産税の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。(別添1を参照) <p>①固定資産(土地、家屋、償却資産)の評価、価格の決定 ②固定資産税額の算定 ③納税通知書による固定資産税額の通知 ④固定資産税に係わる証明書の発行 ⑤固定資産課税台帳の照会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例に基づき、固定資産税の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。 <p>①固定資産(土地、家屋、償却資産)の評価、価格の決定 ②固定資産税額の算定 ③納税通知書による固定資産税額の通知 ④固定資産税に係わる証明書の発行 ⑤固定資産課税台帳の照会</p>	事後	内容見直しによる変更
令和1年6月1日	I－1－③システムの名称	固定資産税システム・団体内統合宛名	固定資産税システム・団体内統合宛名システム・審査システム(eLTAX)・中間サーバー	事後	内容見直しによる追記
令和1年6月1日	I－2特定個人情報ファイル名	固定資産税課税情報ファイル	固定資産税課税情報ファイル、宛名情報ファイル	事後	内容見直しによる追記
令和1年6月1日	I－4－②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項	番号法第19条第7号及び同法別表第二(番号法別表第二における情報提供の根拠)なし(情報提供は行わない) (番号法別表第二における情報照会の根拠)第一欄が「市町村長」であって第二欄に「地方税法その他地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」を含む項(27の項)	事後	内容見直しによる追記
令和1年6月1日	I－7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	平群町長	総務防災課	事後	内容見直しによる変更
令和1年6月1日	I－8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	平群町 総務防災課	税務課	事後	内容見直しによる変更
令和1年6月1日	II－1対象人件数－いつ時点の計数か	平成26年11月18日時点	平成31年4月1日時点	事後	内容見直しによる変更
令和1年6月1日	II－2取扱者数－いつ時点の計数か	平成26年11月18日時点	平成31年4月1日時点	事後	内容見直しによる変更
令和1年6月1日	IVリスク対策	—	新規追加	事後	新様式によるリスク対策の追加
令和7年2月3日	I－3－法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	番号法第9条第1項 別表24の項	事後	番号法の一部改正等
令和7年2月3日	I－4－②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び同法別表第二(番号法別表第二における情報提供の根拠)なし(情報提供は行わない) (番号法別表第二における情報照会の根拠)第一欄が「市町村長」であって第二欄に「地方税法その他地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」を含む項(27の項)	(情報提供の根拠) なし(情報提供は行わない) (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	番号法の一部改正等
令和7年2月3日	II－1対象人件数－いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和6年10月1日	事後	内容見直しによる変更
令和7年2月3日	II－2取扱者数－いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和6年10月1日	事後	内容見直しによる変更
令和7年2月3日	IVリスク対策－8. 人手を介在させる作業	—	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報を用いる照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	新様式によるリスク対策の追加
令和7年2月3日	IVリスク対策－11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証やID、パスワードによるユーザー認証によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	新様式によるリスク対策の追加